

2012.6月個人質問

日本共産党 河田正一.

一問一答方式で質問します。

1. 消防体制の早期充実を

最近我が家のごく近所で家屋火災がありました。女性の一人暮らしの家で夜8時ごろの出火です。裏の家の人が消防に通報するとともに、家に駆けつけました。女性は服に火が付き火傷をしていました。御津出張所から1番に消防車は来ましたが救急車は来ません、通報から20分して、救急車は建部出張所から来ました。地元の人が私を見つけて、なぜ救急がすぐ来ないと激しく詰問します。怪我をした方の命は取り留めましたが、顔、頭、右手に大やけどを負い重傷で入院中です。

夜間4人体制は家屋火災においては住民の安全を守る上で重大な欠陥であるから、早急な改善が必要であるとかねてから指摘し、質問をしてきたところですが。現在4か所ある夜間4人体制の出張所の解消をすることが急がれます。新規職員を大量に雇用しても、訓練教育が追い付かないからと市は早急な解消に消極的です。新人教育が大変だというならば、再任用職員等により補充することはなぜしないのですか。

2. 産廃処分場問題について

(1) 箕島処分場について

① 超過量の搬出について

西日本アチューマツクリーンの箕島処分場は25,000 m³の容量を超過していて違法状態であることはH21年に明らかになりました。4年かけて超過量を撤去するとの約束で、御津虎倉処分場の建設許可を市長は出しました。超過量の搬出は計画どおり行われているかお聞きします。

ア. 超過量の搬出は計画どおりに年次ごとに進んでいますか。

イ. 数量確認はできていますか。どのようにして確認していますか。

ウ. 搬出した産廃物は比重が0.95であり、全国都市清掃会議の掘削汚泥の比重に比べて軽いですが、なぜ大きな差があると考えますか。

② 崩落事故について

容量超過の原因は隣地に積んでいた転石が、平成7年に高さ10m幅25mにわたり崩れ、搬入路が通行できなくなり、道路を10m嵩上げて通行を確保したために盛り土の一部が処分場に入ったためとされています。機能回復と隣地所有者の経済力が乏しいことからアチューマツが協力を申し出てアチューマツ社の費用で行なった。県・市の指導により道路を嵩上げすることにしていると述べています。

- ア. 当時岡山市として対応したのはどの部局ですか。産廃課は全く相談を受けなかったのですか。
- イ. 産業廃棄物の処分場への搬入経路は計画ではどのようになっていましたか。
- ウ. 崩落前は搬入路としている赤線道の幅員はどれくらいでしたか。大型ダンプカーやバキューム車の通行に支障はありませんでしたか。

③ 最終処分場第二期工事について

- ア. 変更申請（H10.1.20）から許可決定（H10.2.6）まで18日ですが、変更申請にあたって十分な審査がなされましたか。
- イ. 第二期工事の変更申請を許可するにあたって現地への立ち入りにより確認作業はされましたか。
- ウ. 工事使用前検査時においてはどのような作業をすることになっていますか。

④ 最終処分場廃止届について

- H21.3.4に私は個人質問で容量超過を指摘しました。当時の環境局長は「容量は確認作業中です」と答弁されています。しかし、私が質問を提出した時点では業者は容量超過について把握していたと思われます。業者は3月6日には測量報告書を製本しています。
- ア. 市はいつ計画盛土高と実盛土高に違いがあると把握しましたか。
 - イ. 5年ごとに産廃処分場の更新を行い、処分場の許可も更新されますが、その時はどのようなことをチェックされますか。

(2) 御津河内処分場について

水源地の上流に産廃処分場が出来ると飲み水を使う多くの市民には健康に被害があるかもしれないと関心が高まっています。5月15日には小雨の降る中、岡山駅前から大供公園までデモ行進をして「市長は議会が反対請願を採択したことを尊重するよう」訴えました。御津河内産廃処分場は谷を直高で90mも埋め立て、しかもその素材の大部分70%が廃プラスチックであるというので、安定についての検証がとりわけ必要です。そのために廃プラの特殊性について実験をするよう求めてきました。業者が実証実験はできないと実験を拒んでいましたが、先般室内実験をした結果を市に提出しました。結果は業者にとって有利な数値となっていますが、いくつか疑問があるので質問します。

- ① 供試体が4個とも寸法、湿潤重量、湿潤密度が全く同じになっています。供試体に入っているものは不整形な廃プラとガレキの粒です。廃プラの1つガレキの1粒が変わっても数字は違いが出るはずですが。しかも供試体を作成するにはJISや地盤工学会基準(JGS)で決められています。それにのっかって作成するならばこのように4供試体が全

く同じであることは人間業ではありえません。不自然さを感じませんか。

- ② 供試体の提供を求めたところ、すでに廃棄したとのこと。土質試験においてはそれがどのようなものであったかを確認するため、フルイによる粒度分析や乾燥密度の検査も併せて行うのが通常ですがそれらの実験は行われていません。この供試体がどのようなものであったかを示す客観的なデータは存在しないと考えるよろしいか。
- ③ 盛土のせん断強さ（ s ）はクーロンの式 $s=c+\sigma \tan \phi$ であらわされる。
 c 粘着力、 ϕ 内部摩擦角を求める実験の一つに一面せん断試験があります。クーロンの式は粒体である盛土材料の安定計算であるので、板状や棒状の盛土材料の安定計算の判断に使うことには無理があることが専門家から指摘されています。ご所見をお聞かせください。
- ④ 計画書の円弧すべりの安定検討は、全国都市清掃会議の破碎不燃ごみの土質定数を使っています。廃プラスチックが70%を占める盛土材料が全都清の破碎不燃ごみの事例の範疇には含まれないと考えるのがいかがですか。

3. 原発再稼働と岡山市民の安全について

夏場の電力需給がひっ迫するとの脅しにより、原発再稼働を野田政権は進めようとしています。再稼働は日本国民と人類の将来に重大な影響を与えかねません。政府が進めようとしている原発再稼働の押しつけには一片の道理も科学的知見もありません。

- ① 福島原発事故の原因究明は始まったばかりです。原子炉の実態すらわかりません。地震動による被害もわかっていません。
- ② 政府が必要だとした、とりあえずの30項目の「安全対策」なるものさえ取られていません。
- ③ 東日本大地震は、地震と津波の学問的知見を根底から見直しを迫るものとなりましたが、その議論は始まったばかりです。原発近くに新たな活断層が見つかったことも伝えられています
- ④ 原発事故が起こった場合の放射能被害予測、住民避難の計画すら立てられていません。
- ⑤ まともな原子力規制機関が作られていません。原子力安全委員会、原子力安全・保安院に対する国民の信頼は失墜しているわけですが、それに代わるまともな規制機関できていません。

無謀な再稼働のゴリ押しは大飯原発にとどまらず、やがて島根原発の再稼働にもつながりますが、岡山市の対応について尋ねます。

- ア. 島根原発に重大事故が起こった場合の避難者受入れ等の対策は県から示されたか。
- イ. 岡山市は原発事故に対するマニュアルをいつ作るつもりですか。

- ウ. 島根原発で重大事故が起こった時に岡山市民は全く関係ない立場でいられると考えますか。
- エ. 国や電力会社が重大事故に対する対策ができていない段階では、市民の安全を優先する立場から国と中国電力に再稼働はするべきでないと申し入れをすべきと考えますがいかがですか。

4. 広域水道の料金改定と苫田ダムについて

岡山市と岡山県広域水道企業団の受水契約では基本水量 109,250 m³/日を買うことになっていますが、実際に使っている水は 4 万 3 千 m³/日しか必要ありません。広域企業団の料金体系が変更になり、岡山市は 1 億 400 万円の負担増となりました。企業団は苫田ダム建設などで発行した企業債の返済資金不足に対応するために料金改定し、年 1 億 8 千万円の増収を図るとしています。

わが党市議団は過大な利水計画であると苫田ダム建設に反対してきました。我々の指摘に耳を貸さなかったために起きた料金改定が水道料金値上げにならないようにしてもらわなければなりません。そこで質問します。

- ア. 料金体系見直しに対し岡山市はどのような態度で臨みましたか。
- イ. 広域水道企業団は新料金をいつまで維持するといっていますか。
- ウ. 水道料金値上げにしないためには、広域水道受水費を抑制することを考える必要があります。そのためには、過大な受水権を押し付けられていることに対し、国・県に対し見直しを求める必要があるのではありませんか。
- エ. 受水権がありながら使用しなかった水道分の水、全体で 40 万 m³のうちの 10 万 m³はどのように利用されていますか。
- オ. 海苔の色落ちが続いて、海苔の養殖に携わる人に大きな被害を与えています。毎年数日間は緊急放流していますが、有り余っている水の活用、養殖海苔成育のために必要な時にダムの放流を計画的に行うことについて県や国と交渉をすることは考えませんか。